

平成30年第1回志木市議会定例会市長提出議案等概要

企画部政策推進課

1	第1号議案 志木市公平委員会委員の選任について（人事課） <hr/> 要旨 志木市公平委員会委員谷合弘行氏の任期は、平成30年3月31日で満了となるため、新たに萱野啓子氏を選任することについて同意を求めるもの																				
2	第2号議案 志木市公平委員会委員の選任について（人事課） <hr/> 要旨 志木市公平委員会委員武藤功氏の任期は、平成30年3月31日で満了となるため、新たに鈴木隆志氏を選任することについて同意を求めるもの																				
3	第3号議案 志木市公平委員会委員の選任について（人事課） <hr/> 要旨 志木市公平委員会委員大野雅清氏の任期は、平成30年3月31日で満了となるため、新たに山中政市氏を選任することについて同意を求めるもの																				
4	第4号議案 平成29年度志木市一般会計補正予算（第5号）（財政課） <hr/> 要旨 今回の補正は、歳入歳出とも2億7,791万3千円を減額し、予算総額を231億5,912万円とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 主な歳入 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（1）障がい者自立支援給付費国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">4,327万円</td> </tr> <tr> <td>（2）障がい者自立支援給付費県負担金</td> <td style="text-align: right;">2,163万5千円</td> </tr> <tr> <td>（3）児童福祉費国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">1,843万6千円</td> </tr> <tr> <td>（4）児童福祉費県負担金</td> <td style="text-align: right;">921万8千円</td> </tr> </table> 2 主な歳出 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（1）職員人件費</td> <td style="text-align: right;">1,343万円</td> </tr> <tr> <td>（2）障がい者自立支援給付等事業</td> <td style="text-align: right;">8,654万円</td> </tr> <tr> <td>（3）特定教育・保育施設及び特定地域型保育委託等事業</td> <td style="text-align: right;">3,445万7千円</td> </tr> <tr> <td>（4）国民健康保険特別会計繰出金</td> <td style="text-align: right;">△2億1,222万8千円</td> </tr> <tr> <td>（5）道路新設改良事業</td> <td style="text-align: right;">△3,956万5千円</td> </tr> <tr> <td>（6）住宅耐震化補助事業</td> <td style="text-align: right;">△2,083万6千円</td> </tr> </table> 3 繰越明許費の設定 4 補正後の財政調整基金の残高 25億6,637万6千円 	（1）障がい者自立支援給付費国庫負担金	4,327万円	（2）障がい者自立支援給付費県負担金	2,163万5千円	（3）児童福祉費国庫負担金	1,843万6千円	（4）児童福祉費県負担金	921万8千円	（1）職員人件費	1,343万円	（2）障がい者自立支援給付等事業	8,654万円	（3）特定教育・保育施設及び特定地域型保育委託等事業	3,445万7千円	（4）国民健康保険特別会計繰出金	△2億1,222万8千円	（5）道路新設改良事業	△3,956万5千円	（6）住宅耐震化補助事業	△2,083万6千円
（1）障がい者自立支援給付費国庫負担金	4,327万円																				
（2）障がい者自立支援給付費県負担金	2,163万5千円																				
（3）児童福祉費国庫負担金	1,843万6千円																				
（4）児童福祉費県負担金	921万8千円																				
（1）職員人件費	1,343万円																				
（2）障がい者自立支援給付等事業	8,654万円																				
（3）特定教育・保育施設及び特定地域型保育委託等事業	3,445万7千円																				
（4）国民健康保険特別会計繰出金	△2億1,222万8千円																				
（5）道路新設改良事業	△3,956万5千円																				
（6）住宅耐震化補助事業	△2,083万6千円																				
5	第5号議案																				

	<p>平成29年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（保険年金課）</p> <p>要旨</p> <p>今回の補正は、歳入歳出とも6万8千円を追加し、 予算総額を94億6,304万1千円とする。</p> <p>1 主な歳入</p> <p> 財産運用収入 6万8千円</p> <p>2 歳出</p> <p> 基金積立金 6万8千円</p>
6	<p>第6号議案</p> <p>平成29年度志木市介護保険特別会計補正予算（第2号）（長寿応援課）</p> <p>要旨</p> <p>今回の補正は、歳入歳出とも5万4千円を追加し、 予算総額を43億4,704万8千円とする。</p> <p>1 歳入</p> <p> 財産運用収入 5万4千円</p> <p>2 歳出</p> <p> 基金積立金 5万4千円</p>
7	<p>第7号議案</p> <p>平成29年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（保険年金課）</p> <p>要旨</p> <p>今回の補正は、歳入歳出とも2,366万6千円を追加し、 予算総額を8億8,281万4千円とする。</p> <p>1 歳入</p> <p> (1) 後期高齢者医療保険料 2,296万5千円</p> <p> (2) 一般会計繰入金 70万1千円</p> <p>2 歳出</p> <p> 後期高齢者医療広域連合納付金 2,366万6千円</p>
8	<p>第8号議案</p> <p>平成30年度志木市一般会計予算（財政課）</p> <p>予算額 238億6,500万円（対前年度比 2.7%増）</p>
9	<p>第9号議案</p> <p>平成30年度志木市国民健康保険特別会計予算（保険年金課）</p> <p>予算額 68億5,519万7千円（対前年度比 22.1%減）</p>
10	<p>第10号議案</p> <p>平成30年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計予算（都市計画課）</p> <p>予算額 4,995万8千円（対前年度比 1.6%増）</p>
11	<p>第11号議案</p> <p>平成30年度志木市介護保険特別会計予算（長寿応援課）</p> <p>予算額 43億9,914万2千円（対前年度比 6.3%増）</p>

1 2	<p>第 1 2 号議案 平成 3 0 年度志木市後期高齢者医療特別会計予算（保険年金課） 予算額 9 億 2, 7 7 3 万 9 千円（対前年度比 8. 0 %増）</p>
1 3	<p>第 1 3 号議案 平成 3 0 年度志木市水道事業会計予算（上下水道総務課） 収益的収入 1 3 億 6, 8 8 7 万 6 千円 収益的支出 1 3 億 4, 8 1 2 万 9 千円 資本的収入 2 億 9, 7 7 0 万 2 千円 資本的支出 7 億 5, 8 8 0 万 2 千円</p>
1 4	<p>第 1 4 号議案 平成 3 0 年度志木市下水道事業会計予算（上下水道総務課） 収益的収入 2 0 億 5, 8 3 0 万 5 千円 収益的支出 1 9 億 8, 0 9 8 万 7 千円 資本的収入 5 億 3, 6 0 1 万 3 千円 資本的支出 9 億 1, 6 8 0 万円</p>
1 5	<p>第 1 5 号議案 志木市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（人事課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由 公益的法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めたいので、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨 ア 主な内容 (ア) 職員を派遣することができる団体 (イ) 派遣職員の職務への復帰 (ウ) 派遣職員の給与 イ 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>
1 6	<p>第 1 6 号議案 志木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（長寿応援課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由 介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めたいので、同法第 8 1 条第 1 項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨 ア 主な内容 (ア) 人員に関する基準 (イ) 運営に関する基準</p>

	<p>(ウ) 基準該当居宅介護支援に関する基準</p> <p>イ 施行期日</p> <p>平成30年4月1日 (一部平成30年10月1日)</p>
17	<p>第17号議案</p> <p>志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例 (生涯学習課)</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>子どもの健やかな成長に向けて必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与するため、家庭教育の支援に関し必要な事項を定めたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p> <p>(ア) 基本理念</p> <p>(イ) 市等の責務</p> <p>(ウ) 取決めの重要性に関する理解の増進等</p> <p>(エ) インターネットの利用に関する教育の推進等</p> <p>(オ) フィルタリング機能を有するソフトウェアの利用の普及等</p> <p>(カ) 相談体制の整備、充実等</p> <p>(キ) 財政上の措置</p> <p>イ 施行期日</p> <p>公布の日</p>
18	<p>第18号議案</p> <p>志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>市長等の特別職の期末手当の額を改定したいので、地方自治法第204条第3項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 内容</p> <p>期末手当の支給割合の改定 4.20月分 → 4.30月分</p> <p>イ 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
19	<p>第19号議案</p> <p>志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>人事院勧告を踏まえた職員の給与の改定等をしたいので、地方公務員法第24条第5項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p>

	<p>ア 主な内容</p> <p>(ア) 給料表の改定 平均0.2%の引上げ</p> <p>(イ) 期末勤勉手当の支給割合の改定 4.30月分 → 4.40月分</p> <p>(ウ) 55歳を超える職員（給料表6級以上）の給料等の1.5%減額支給措置の廃止</p> <p>イ 施行期日等</p> <p>ア (ア) (イ) 公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用 ア (ウ) 平成30年4月1日</p>
20	<p>第20号議案 志木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、子が2歳に達する日まで非常勤職員が育児休業をすることができる場合等を定めたいので、地方公務員法第24条第5項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p> <p>(ア) 子が2歳に達する日まで非常勤職員が育児休業をすることができる場合を規定（現行1歳6か月に達する日まで）</p> <p>(イ) 再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加</p> <p>イ 施行期日 公布の日</p>
21	<p>第21号議案 志木市個人情報保護条例及び志木市情報公開条例の一部を改正する条例（総務課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、個人情報の定義の明確化等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p> <p>(ア) 個人情報の定義の明確化</p> <p>(イ) 要配慮個人情報の規定の追加</p> <p>(ウ) 個人情報の目的外利用規定の見直し</p> <p>(エ) オンライン結合に関する規定の見直し</p> <p>イ 施行期日 公布の日</p>
22	<p>第22号議案</p>

	<p>志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（福祉課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由 国民健康保険法等の改正に伴い、重度心身障害者医療費の支給対象者に係る規定の整備をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨 ア 内容 (ア) 国民健康保険の保険者の変更（市町村→都道府県及び市町村）に伴う所要の改正 (イ) 後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直しに伴う所要の改正 イ 施行期日 平成30年4月1日</p>
23	<p>第23号議案 志木市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例（福祉課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の改正に伴う支給対象者の範囲の変更等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨 ア 主な内容 障害者支援施設等の入所者を支給対象者から除外 イ 施行期日 平成30年8月1日</p>
24	<p>第24号議案 志木市敬老祝金条例の一部を改正する条例（長寿応援課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由 敬老祝金の受給資格者の見直しをしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨 ア 内容 満77歳の者を受給資格者から除外 イ 施行期日 平成30年4月1日</p>
25	<p>第25号議案 志木市介護保険条例の一部を改正する条例（長寿応援課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を踏まえた保険料率の見直し等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を</p>

	<p>提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p> <p>(ア) 保険料率の見直し</p> <p>(イ) 特別給付（移送サービス費の支給及び住宅改良費の支給）について、一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の30とする。</p> <p>(ウ) 規定の整備</p> <p>イ 施行期日</p> <p>ア (ア) 平成30年4月1日 ア (イ) 平成30年8月1日</p> <p>ア (ウ) 公布の日</p>
26	<p>第26号議案</p> <p>志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（長寿応援課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、地域密着型サービス等に関する基準について所要の改正をしたいので、介護保険法第78条の4第2項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 内容</p> <p>オペレーターに係る基準の見直し、身体的拘束等の適正化、介護医療院の創設に係る規定の整備等をその内容とする厚生労働省令の改正に伴う次の条例の改正</p> <p>(ア) 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(イ) 志木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>(ウ) 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>イ 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
27	<p>第27号議案</p> <p>志木市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（子ども家庭課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>子ども医療費の助成対象者の範囲の拡大等をしたいので、地方自治法第</p>

	<p>14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p> <p>入院については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を対象とする。</p> <p>イ 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
28	<p>第28号議案</p> <p>志木市学童保育条例の一部を改正する条例（子ども家庭課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>学童保育クラブの保育料に区分を設定したいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 内容</p> <p>一体型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室の開設に伴う保育料の設定</p> <p>イ 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
29	<p>第29号議案</p> <p>志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険年金課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>地方税法の改正等に伴い、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てること等をしたいため、同法第3条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p> <p>(ア) 国民健康保険税を埼玉県への国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てる。</p> <p>(イ) 国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。</p> <p>イ 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
30	<p>第30号議案</p> <p>国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（保険年金課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>国民健康保険の広域化を踏まえ、基金の名称の変更等をしたいため、地方自治法第241条第8項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p>

	<p>被保険者の国民健康保険税負担の年度間の平準化を図るための名称等の改正</p> <p>新名称「志木市国民健康保険財政調整基金」</p> <p>イ 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
3 1	<p>第31号議案</p> <p>志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（保険年金課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者の範囲を変更したいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p> <p>現に国民健康保険の住所地特例を受けている者が広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となることに伴う改正</p> <p>イ 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
3 2	<p>第32号議案</p> <p>志木市都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を定めたいので、都市公園法第18条の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 内容</p> <p>都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を100分の50とする。</p> <p>イ 施行期日</p> <p>公布の日</p>
3 3	<p>第33号議案</p> <p>志木市市営住宅条例の一部を改正する条例（建築開発課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和等をしたいので、同法第16条第6項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 主な内容</p> <p>(ア) 認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合には、</p>

	<p>市長が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況により家賃設定を可能とする。</p> <p>(イ) 引用条文の規定の整備</p> <p>イ 施行期日</p> <p>ア (ア) 公布の日 ア (イ) 平成30年4月1日</p>
34	<p>第34号議案</p> <p>財産の無償譲渡について (福祉課)</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>福祉センターの財産を社会福祉法人邑元会に無償で譲渡したいので、地方自治法第237条第2項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 財産の内容</p> <p>建物等</p> <p>イ 無償譲渡の日</p> <p>平成30年5月1日</p>
35	<p>第35号議案</p> <p>公の施設の利用に関する協議について (下水道施設課)</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>志木市公共下水道を富士見市の住民の利用に供することについて協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>ア 処理区域</p> <p>富士見市大字下南畑、大字南畑新田及び大字水子の一部</p> <p>(ア) 面積</p> <p>43.4ヘクタール</p> <p>(イ) 計画処理人口</p> <p>340人</p> <p>イ 公共下水道施設の位置</p> <p>志木市上宗岡3丁目地内</p>
36	<p>第36号議案</p> <p>埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について (人事課)</p> <hr/> <p>提案理由</p> <p>埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。</p>
37	<p>第37号議案</p> <p>埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について (人事課)</p> <hr/>

	<p>提案理由</p> <p>平成30年4月1日から入間東部地区消防組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。</p>
38	<p>第38号議案</p> <p>志木市道路線の認定について（道路課）</p> <hr/> <p>(1) 提案理由</p> <p>開発行為に基づく道路の帰属及び位置指定道路の寄付採納に伴い、市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。</p> <p>(2) 要旨</p> <p>市道第1444号線ほか5路線 総延長485.9m</p>
39	<p>報告第1号</p> <p>専決処分の報告について</p> <hr/> <p>内容</p> <p>市道第2129号線の管理瑕疵による物損事故に係る損害賠償請求事件 支払額 308,729円 (うち保険補填額308,729円 責任割合100パーセント)</p>